

令和元年9月3日

各位

大阪府行政書士会
会長 高尾明仁

当会会員の有罪判決に関する会長声明

令和元年8月30日、大阪地方裁判所において、当会の会員に対して業務上横領の罪で実刑判決が言い渡されました。当該会員は、成年後見人として管理していた3人の財産から金銭を着服したとして、同罪の容疑により起訴されていたものです。

今回の事件は行政書士への社会的な信頼性を著しく損ない、成年後見制度への信頼を揺るがしかねない行為であり、当会としましても今回の判決を非常に重く受け止めております。

行政書士は、市民の皆様の信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する重責を担っているところですが、当該会員の行為は、その信頼を著しく損ねる行為であり、関係者及び市民の皆様にご迷惑やご心配をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

なお、当該会員に対しては、当会においても平成30年11月20日に廃業勧告処分を行っております。

当会としては、今後、再発防止のため会員の倫理指導のあり方を見直し、改善の努力を重ねることで、会としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。